

平成 15 年 4 月 10 日

各 位

東京都中央区日本橋一丁目 20 番 7 号
松井証券株式会社
代表取締役社長 松井 道夫
(東京証券取引所第一部：8628)
問合せ先：常務取締役経営企画部長 九鬼 祐一郎
TEL：03(3281)3146

無期限信用取引（一般信用取引）の取扱について

松井証券は、返済期限を実質無期限とする一般信用取引の取扱を平成 15 年 6 月を目処に開始いたします。

一般信用取引とは、証券取引所の規則で銘柄、返済期限、品貸料などが一律に決められている制度信用取引と異なり、投資家と証券会社の間で返済期限、金利、品貸料などを自由に設定できる信用取引で、平成 10 年 12 月に導入されました。

松井証券では、一般信用取引の返済期限を実質無期限（但し 5 年ごとに諸経費精算）とします。これまで最長でも 6 か月で決済しなければならなかった制度信用取引に実質無期限の信用取引が加わることで、長期保有型の信用取引が可能になります。また、一般信用取引の対象銘柄は取引所に上場しているすべての銘柄とします*。これにより、新規上場銘柄も上場初日から信用取引が可能となります。松井証券の信用取引は、従来の日本証券金融株式会社を利用した「制度信用取引」と「一般信用取引」の二本立てとなり、より柔軟で多様な信用取引が可能となります。

個人を対象とした一般信用取引はこれまでほとんど行われてきませんでした。個人信用取引の大半がオンライン取引に移行した現状を鑑み、オンライン信用取引のパイオニアである当社が満を持して導入を決断いたしました。今回の一般信用取引の導入により、長期かつ幅広い銘柄で信用取引を行いたいという顧客のニーズに応えられるものと考えています。また信用取引の対象銘柄が格段に広がることになり、市場の流動性が増す効果も期待できます。なお、当初は買建のみの取扱となります。

松井証券は、今後も個人投資家の視点に立ったサービスの拡充に努めてまいります。

* 上場廃止基準該当銘柄（整理・監理ポスト銘柄）、JASDAQ 銘柄を除く

以 上

「制度信用取引」と「一般信用取引」比較

	制度信用取引	一般信用取引
取扱銘柄	取引所が指定する制度信用銘柄	取引所に上場する全銘柄 (整理・監理ポスト銘柄、JASDAQ 銘柄を除く)
上場後 取引開始日	取引所が制度信用銘柄に指定してから	上場初日から
返済期限	新規建日から 6 か月目応答日まで	実質無期限 (5 年目応答日ごとに諸経費精算)
手数料	株式取引(現物・制度信用・一般信用)・オプション取引を合わせたボックスレート*	
金利	買方金利 2.1% 売方金利 0.0% 貸株料 1.15% (平成 15 年 4 月現在)	未定

* 平成 15 年 4 月 14 日より改定